

大阪市告示第1259号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出に対する意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和7年9月5日

大阪市長 横山英幸

1 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

（仮称）淀川区新高商業施設

2 意見の概要

【1 通目】

- ・ 自動車の必要駐車台数の算出、来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法について

届出書に記載されている交通対策では、周辺道路に多大な影響を与えることが想定される。周辺住民及び通行者に多大な迷惑をかけないように、以下に示すことをはじめとした交通対策を十分に行うこと。

- ・ 駐車台数の設定は、大規模小売店舗立地法の指針値では不十分であると考えられるため、既存店舗の実績を基に、満車にならない台数を確保すること。
特に、店舗前道路の幅員は狭く、見通しが悪いので、入庫待ち車両が発生しないようにすること。駐車台数を十分に確保しない場合（全体収容台数を増やさない場合）、予測を超えた来店車両で入庫待ち車両が複数回見られた時は、対策を行うまで店舗の営業を自粛するよう約束すること。
- ・ 来客の案内経路の周知方法として、オープン時のチラシに記載されているが、これだけでは全く不十分である。
- ・ 来店客案内経路として添付図面5-1が示されているが、実際にチラシなどに掲載する図面を示して欲しい。また、届出書20ページの配慮事項に、左折入庫・左折出庫しますと記載されているので、少なくとも9割以上の車両は

左折入庫となるようにすべきである。これが実現できていなければ、対策を行うまで店舗の営業を自粛するように約束すること。

- ・周辺道路は狭く、曲がっていて見通しが悪く、また歩行者及び自転車も多いため、非常に危険である。添付図面５－１の地点２の交差点は、見通しが悪く、交通事故の懸念がある。また、時間帯によっては、国道176号線の混雑などの影響で、地点１から西側への渋滞が想定される。周辺道路の交通安全対策及び混雑を起こさない対策を道路管理者及び交通管理者と連携して行うこと。
- ・塩野香料と新高中央公園の間の道路を通過して、神崎川左岸線に抜ける自動車及び自転車が想定される。このルート上の、塩野香料の門から北側に違法な柵やポールが設置されており、歩行者、自転車及び自動車にとって非常に危険である。道路管理者と連携して違法な柵やポールの撤去を行い、安全に通行できる空間を確保すること。
- ・客引きのための過度なセールは、周辺の交通に与える影響が大きいため慎むこと。
- ・売り上げ増加のためにむやみに店舗数を増やすのではなく、立地を十分に考えて出店を計画すること。
- ・大阪市は開店後の状況を十分に把握し、周辺道路への影響などに問題があれば速やかに指導を行い、改善されるのを確認すること。

【２ 通目】

- ・ 車両の入場ルート及び付近の渋滞対応について

当該施設の近隣に自宅があり、店舗へ向かう車両のルート及び渋滞した場合の具体的な処置について、説明会などを開催してほしい。オープン時や休日の、付近の通り抜けや渋滞が心配である。

【３ 通目】

- (1) 駐車需要の充足など交通に係る事項について

- ・本施設が接する車道は片側一車線のため、本施設駐車場への進入待ちの際に、道路上で待機する車両が増えると交通渋滞が発生する。5月19日に開催された説明会では、立地法コンサルより、駐車場満車時には駐車場への進入待ちを許さず交通誘導員により通過指示を徹底させる旨の表明があり、設置者及び小売業者からの異論もなかった。設置者及び小売業者は、繁忙期に限らずに交通誘導員を常駐させ、渋滞発生を抑止すべきである。
- ・本施設の2階駐車場に、従業員等駐車スペースとして55台分の記載があるが、客用駐車スペースの数が少なくなると、その分だけ駐車場の回転が悪化し、入庫待ちの車による周辺道路への渋滞を引き起こすことが懸念される。従業員等駐車スペースは、本施設の敷地内ではなく隔地に設置されるべきである。
- ・搬入車両については、周辺道路の関係上右折入庫、右折出庫となる旨の表明があったが、荷捌き場の混雑に伴い搬入車両が公道上で入庫待ちをすると、渋滞の要因になるとともに、搬入車両を追い越す車両と対向車による事故も懸念される。設置者及び小売業者により、搬入車両が公道上で入庫待ちをすることのないよう、指導を徹底すべきである。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等について

- ・駐車場で入出庫する車両と、歩行者や自転車との交錯が多数発生することが予想される。特に、本駐車場はカメラ式であり出庫口にバーが設置されないのであれば、スピードを出しながら出庫する車両と歩行者や自転車との接触事故が増えることが強く懸念される。設置者及び小売業者は、繁忙期に限らず交通誘導員を常駐させ、歩行者や自転車の安全を確保すべきである。
- ・本施設の駐車場構造は、店前にある平面の駐車場であり、出庫車と入庫車が交錯する動線となっている。このため、駐車場内の誘導が適切になされなければ、公道上に入庫待ち車両の渋滞が生じることが懸念される。駐車場内にも交通誘導員が常駐することが必要である。

- ・添付図面 5－1 に記載のある本施設への来店客車両経路に関連し、地点 5 より東進する道路、及び地点 4 より北進する道路において、歩道の存在しない区間がある。事故防止のため、小売業者の作成するチラシや小売業者のホームページ及び小売業者の店内掲示により、当該区間の通行にあたり細心の注意を払うことを明示し、車で来店する客への注意喚起を徹底すべきである。
- ・添付図面 5－1 では、新高小学校の北側道路について、来店客車両経路としては記載されていないが、実際にはこの道路を通行しての来店が相当数発生する可能性がある。設置者及び小売業者は、新高小学校に通う児童や、新高小学校南隣に位置する新高幼稚園の園児の安全のため、特に児童や園児の登下校が発生する平日に、来店客車両がこの道路を通行しないよう、来店客に向けた注意喚起を徹底すべきである。
- ・地点 2 のすぐ南の車道に、私有地との関係で、相互通行でありながら車 1 台分しか幅のない部分が存在する。現在は南向きに曲がってくる車両が多いが、北向きの車両が増えると、正面衝突の危険が増す。また、そもそも車道の幅員が狭いため、歩行者や自転車の危険性も増す。該当地点について、設置者、小売業者及び行政が十分に協議して事故防止のためのあらゆる措置を講ずることが必要である。例えば、事業者負担による信号機の設置は、再度警察及び行政において真摯に検討し、設置すべきである。また、設置者及び小売業者は、自らの利益のために地域の交通安全に大きな負荷をかける当該地に出店する以上、得られる利益に応じた対策を講ずるべきである。具体的には、地点 2 のすぐ南側で、車道に食い込んでいる私有地を買収して大阪市に無償提供し、電柱の移設を伴う道路拡幅を行うべきである。
- ・豊中市方面より、神洲橋を渡り神崎川駅下の歩道を通行して本施設に来店する自転車客が想定される。神崎川駅下の歩道は狭く、また違法駐輪が多いため、歩行者と自転車客が相当数交錯することが想定される。設置者及び小売業者は、この地点の通行に際しての注意喚起を徹底すべきであり、また行政

も本施設の設置を前提として、本地点への違法駐輪について対策を強化すべきである。

3 意見書の縦覧

(1) 縦覧に供する場所

① 大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルO's棟南館4階

② 大阪市淀川区役所政策企画課

大阪市淀川区十三東二丁目3番3号 淀川区役所5階

(2) 期間

令和7年9月5日(金)から令和7年10月6日(月)まで

(3) 時間

午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）

（経済戦略局産業振興部産業振興課）